（登録の消除）

第二十六条　国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士であつた者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。

２　国土交通大臣は、法第二十条又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により登録を消除したときは、その消除に係る不動産鑑定士名簿をその日から三年間保存しなければならない。

第四十三条　（略）

一・二　（略）

三　法第十九条の規定による届出を受理すること。

四　法第二十条の規定により登録を消除すること。

五～十　（略）

十一　第二十一条第三項の規定により公衆の閲覧に供すること。

十二～十四　（略）

２　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第三号）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（不動産鑑定士名簿等の登録事項等）	（不動産鑑定士名簿等の登録事項）
第十七条　（略）	**第十七条**　（略）
一～五　（略）	一～五　（略）
２　（略）	２　（略）
３　国土交通大臣は、不動産鑑定士補名簿に記載された事項のうち次に掲げるものを記載した書類を公衆の閲覧に供さなければならない。	（新設）
一　氏名	
二　第一項第一号及び第四号に掲げる事項	
４　国土交通大臣は、前項の規定により書類を公衆の閲覧に供するため、不動産鑑定士補名簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。	（新設）
５　国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。	（新設）